

台湾における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果
(2020年度)

1. 調査期間

2020年04月01日～2020年04月30日

2. 調査方法:

台湾智慧財産局の「商標検索系統」(<https://twtmsearch.tipo.gov.tw/OS0/OS0101.jsp>)
を使用し、上記の調査対象の台湾における商標出願・登録状況を調査した。

3. 調査結果

台湾において日本の都道府県及び政令指定都市の名称、地域団体商標、地理的表示に係る登録産品名の商標出願もしくは登録状況は次のとおり。上記調査期間検索の方法及び調査報告の対象については、末尾を参照のこと。

(1) 都道府県

※査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

① 台湾等外国企業・個人により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている都道府県名: 16

秋田、福島、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、静岡、三重、京都、山口、香川、福岡、佐賀、熊本

ii) 商標出願されている都道府県名: 1

佐賀

② 都道府県により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている都道府県名: 1

島根

ii) 商標出願されている都道府県名: 0

③ 日本企業・個人等により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている都道府県名: 2

北海道、愛知

ii) 商標出願されている都道府県名: 0

(2) 政令指定都市 ※都道府県名と同じ場合には都道府県名の結果を参照のこと。

※査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

① 台湾等外国企業・個人により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている政令指定都市名: 5

仙台、川崎、横浜、名古屋、堺

ii) 商標出願されている政令指定都市名: 0

② 政令指定都市により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている政令指定都市名: 0

ii) 商標出願されている政令指定都市名: 0

③ 日本企業・個人等により出願、登録されているもの

i) 商標登録されている政令指定都市名: 2

川崎、浜松

ii) 商標出願されている政令指定都市名: 1

川崎

(3) 地域団体商標

※査定不服審判中の案件については、出願中のものとして扱った。

① 台湾等外国企業・個人により出願されている商標数: 0

② 日本企業・個人等により出願されている商標数: 0

③ 権利者が関与した出願: 19件商標

「十勝川西長いも」(登録: 31類)

「東川米」(登録: 30類)

「高崎だるま」(登録: 28類)

「高岡銅器」(登録: 6類/21類)

「市田柿」(登録: 29類)

「美濃白川茶」(登録: 30類)

「掛川茶」(登録: 30類)

「常滑焼」(登録: 11 類/21 類)
「宇治茶」(登録: 30 類)
「宇治抹茶」(登録: 30 類)
「但馬篠山黒豆」(出願中: 29 類)
「備前焼」(登録: 21 類)
「赤間硯」(登録: 16 類)
「今治タオル」(登録: 24 類)
「八女茶」(出願中: 30 類)
「大川家具」(登録: 20 類)
「球磨焼酎」(登録: 33 類)
「日田梨」(登録: 31 類)
「琉球泡盛」(登録: 33 類)

(4) 農林水産物等の地理的表示

※地域団体商標と名称が同一であるものについては含まない(再掲せず)

- ① 台湾等外国企業・個人により出願されている商標数: 0

--

- ② 日本企業・個人により出願されている商標数: 0

--

- ③ 登録生産者団体が関与している商標数: 1

「夕張メロン」(登録: 30 類)

(5) 酒類の地理的表示

※都道府県名と同一のもの及び商品の普通名称のものについては含まない(再掲せず)

- ① 台湾等外国企業・個人により出願されている商標数: 0

--

- ② 日本企業・個人により出願されている商標数: 0

--

- ③ 管理機関が関与している商標数: 2

「球磨焼酎」(登録: 33 類)
「琉球泡盛」(登録: 33 類)

【本調査における検索の方法及び調査報告の対象】

1. 都道府県名・政令指定都市名について

(1) 検索方法

- ① 商標名称（商標名称）の項目に各都道府県名・政令指定都市名を繁体字に変換して検索する。

例：「広島」→「廣島」、「徳島」→「徳島」、「鹿児島」→「鹿児島」

- ② 「都」、「府」及び「県」及び「市」の文字は除いて検索する。

例：「静岡県」→「静岡」、「横浜市」→「横濱」

- ③ 上記②に該当する文字部分をローマ字に変換して検索する。

例：「静岡」→「shizuoka」、「横濱」→「yokohama」

- ④ 県名と同一の政令指定都市は、検索対象に含めない。

(2) 調査対象

① 調査報告書の対象とするもの

- i) 検索した結果、入力した文字と文字構成上同一（日本書体と繁体字の違いは除く）のもの。
- ii) 入力した文字にピンイン、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字を付記・併記しているもの。
- iii) 四角や丸といったそれ自体では識別力を有さない単純図形を組み合わせたもの。

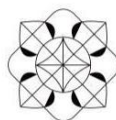
例：



② 調査報告書の対象外とするもの

- i) 検索した結果、入力した文字と異なるもの。
- ii) 入力した文字と他の文字との組み合わせられたもの。

例：



ISHIKAWA
— 石川集團 —

- iii) 文字が普通に用いられる方法で表されていないもの。

例：



Tokyo Tokyo

iv) 図形との組み合わせられたもの。

例：



2. 地域団体商標及び農林水産物等の地理的表示、酒類の地理的表示について

(1) 検索方法

- ① 地域団体商標等を繁体字に変換して検索する。
- ② 次の語を含む地域団体商標等については、それらの文字を省いて検索する。
 - i) 接続語「の」「・」
例：「飛騨の家具」→「飛騨家具」
「飛騨・高山の家具」→「飛騨高山家具」
 - ii) 「産」
例：「一色産うなぎ」→「一色うなぎ」
 - iii) 「名物」「名産」「本場」
例：「山形名物玉こんにゃく」→「山形玉こんにゃく」
「京都名産すぐき」→「京都すぐき」
「本場大島紬」→「大島紬」
- ③ ひらがな文字やカタカナ文字を含む地域団体商標等については、当該ひらがな文字等の意味合いに通じる繁体字に変換して検索する。
例：「みそ」→「味噌」、「レモン」→「檸檬」

(2) 調査対象

- ① 調査報告書の対象とするもの
 - i) 検索した結果、入力した文字と文字構成上同一（日本書体と繁体字の違いは除く）のもの。
 - ii) 入力した文字にピンイン、ローマ字、ひらがな文字、カタカナ文字を付記・併記しているもの。
 - iii) 地域団体商標等を構成する文字または記号の一部（上記（1）検索方法②に該当するもの）を省略したもの。
例：「〇〇の××」、「〇〇産〇〇」など
 - iv) 四角や丸といったそれ自体では識別力を有さない単純図形を組み合わせたもの。

② 調査報告書の対象外とするもの

i) 検索した結果、入力した文字と異なるもの。

例：

武州正藍

京野菜

(地域団体商標は「武州正藍染」)

(地域団体商標は「京の伝統野菜」)

ii) 入力した文字に他の文字と組み合わせられたもの。

例：

佐賀海苔
白明海一番

(地域団体商標は「佐賀のり」)

iii) 地名のみのもの。

iv) 図形との組み合わせられたもの。

例：

